

令和3年第2回尾張旭市都市計画審議会

- 1 開催日時
令和3年6月4日（金）
開会 午後 3時
閉会 午後 4時28分
- 2 開催場所
尾張旭市役所南庁舎3階 講堂1
- 3 出席委員
水津 功、菅井 径世、佐藤 勝美、林 光寛、杉浦 巖（代理：濱田 清司）、
櫻井 直樹、丸山 幸子、山下 幹雄、若杉 たかし、新田 美得、
宇野 恵子、松原 圭子
12名
- 4 欠席委員
谷口 武司
1名
- 5 傍聴者数
4名
- 6 出席した事務局職員
都市整備部長 臼井 武男、都市整備部技監 伊坪 剛次、
都市計画課長 伊藤 秀記、三郷駅周辺整備推進室長 永尾 幸市、
都市計画課係長 小菅 匡範、都市計画課主査 鶴飼 あづみ、
三郷駅周辺整備推進室主査 北原 邦泰、都市計画課主事補 筒井 楓斗
- 7 議題等
審議事項
(1) 名古屋都市計画第一種市街地再開発事業の決定（尾張旭市決定）について
(2) 名古屋都市計画高度利用地区の決定（尾張旭市決定）について
(3) 名古屋都市計画防火地域及び準防火地域の変更（尾張旭市決定）について
(4) 名古屋都市計画道路の変更（尾張旭市決定）について
(5) 名古屋都市計画道路の変更（愛知県決定）について
- 8 会議の要旨

事務局 (都市整備部長)	<p>定刻となりましたので、ただいまから、「令和3年第2回尾張旭市都市計画審議会」を始めさせていただきます。</p> <p>私は、都市整備部長の臼井と申します。皆さん、本日は、大変お忙しい中、また、お足元の悪い中、本会議に御出席いただき、誠にありがとうございます。また、日頃から、本市行政に格別の御理解と御協力を賜っておりますことに対し、この場をお借りして厚く御礼を申し上げます。</p> <p>恐れ入りますが、以後は着座にて失礼いたします。</p> <p>さて、本日の審議事項でございますが、次第にありますとおり、第1号議案「名古屋都市計画第一種市街地再開発事業の決定（尾張旭市決定）について」、第2号議案「名古屋都市計画高</p>
-----------------	---

<p>事務局 (都市整備部長)</p>	<p>度利用地区の決定（尾張旭市決定）について」、第3号議案「名古屋都市計画防火地域及び準防火地域の変更（尾張旭市決定）について」、第4号議案「名古屋都市計画道路の変更（尾張旭市決定）について」、第5号議案「名古屋都市計画道路の変更（愛知県決定）について」の5件となっております。</p> <p>それでは、会議に先立ちまして、前回の都市計画審議会の後、新たに委員になられました方々を御紹介させていただきたいと思っております。</p> <p>机上に配布をさせていただきました資料でございますが、尾張旭市都市計画審議会委員名簿を御覧ください。</p> <p>名簿の一番左の列、任命区分の上から6行目に市議会の議員と書いてございます。議会選出の委員につきましては、本年5月18日付けで、新たに5名の方が委員として就任されております。この名簿の順ではございません。お座りいただいている順に私がお名前をお呼びいたしますので、大変お手数ではございますが、御起立一礼の上、御着席をいただけますと幸いです。よろしくお願いを申し上げます。</p> <p>始めに、櫻井直樹委員です。</p> <p>次に、丸山幸子委員です。</p> <p>続いて、山下幹雄委員です。</p> <p>続いて、若杉たかし委員です。</p> <p>なお、本日は御欠席となっておりますが、もうお一方、谷口武司委員がいらっしゃいますので、名簿で御確認いただければ幸いと存じます。</p> <p>続きまして、名簿の下から3行目、住民代表の委員につきましては、本年4月16日付けで前任の方が退任されたことに伴い、新たに自治連合協議会から御推薦をいただいた委員が就任をされております。お名前は、新田美得委員です。</p> <p>以上6名の方が、新たに委員となりました。本日この会議より、このメンバーで御審議をいただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、続きまして、連絡事項が3点ございますので、事務局より説明をさせていただきます。</p>
<p>事務局 (都市計画課長)</p>	<p>都市計画課長の伊藤でございます。</p> <p>以後は着座にて失礼いたします。私からは、3点御連絡をさせていただきます。</p> <p>まず1点目は、新型コロナウイルス感染症拡大防止についてでございます。</p> <p>皆様におかれましては、会議室への入室前の健康チェックや、</p>

<p>事務局 (都市計画課長)</p>	<p>検温、マスクの着用、手指の消毒などに御協力をいただき、ありがとうございました。また、会議室内におきましても、新型コロナウイルス感染拡大防止及び新しい生活様式の実践として、席の間隔をこれまでよりも広くする等の対応を行っておりますので、御理解、御協力をお願いいたします。</p> <p>次に2点目は、会議の公開についてでございます。</p> <p>本会議につきましては、公開の対象となっております。会議の公開につきましては、市民の皆様には会議の開催をホームページなどでお知らせし、希望される方については会議を傍聴していただくものでございます。会議開催後には、本日の会議録などの資料も公開いたしますので、御理解と御協力のほど、よろしくをお願いいたします。</p> <p>次に、3点目として、本日の資料の確認をさせていただきます。</p> <p>まず、本日の「次第」が1枚、それから「第1号議案」から「第5号議案」まで、それぞれホチキス止めしたA4縦の資料が1部ずつございます。そして、A4横で「意見書の要旨及び都市計画決定権者の見解」と書かれた資料が一式ございます。</p> <p>以上につきましては、予め配布させていただいております。また、本日、机上に「資料1」から「資料3」まで、3つの資料を配布させていただいております。</p> <p>非常に多くの資料を配布させていただいておりますが、資料の不足等がございましたら事務局より用意いたしますので、お声掛けいただければと思います。よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、事務局からの連絡事項は、以上でございます。</p>
<p>事務局 (都市整備部長)</p>	<p>続きまして、本日の出席委員につきまして御報告いたします。</p> <p>先ほど、新委員の紹介の際にも申し上げましたが、本日は、谷口委員より、欠席の旨の御連絡をいただいておりますのでお知らせをさせていただきます。</p> <p>また、守山警察署長の杉浦委員につきましては、代理として地域課尾張旭幹部交番所長の濱田様に御出席いただいておりますのでお知らせをさせていただきます。</p> <p>こうした結果、委員13名のうち、12名の方に御出席をいただいております。尾張旭市都市計画審議会条例第7条第2項に規定する過半数の出席を得ております。これにより本会議は有効に成立しておりますことを御報告いたします。</p> <p>なお、本日出席しております事務局の職員につきましては、時間の都合上、紹介を割愛させていただきますので、誠に恐れ入りますが、資料2の「事務局等出席者名簿」にて御確認ください。</p>

<p>事務局 (都市整備部長)</p>	<p>さいますようよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、会議を進めてまいります。会議の進行につきましては、都市計画審議会運営規定の第5条に、「審議会の議長は、会長をもってあてる」とありますので、本審議会の会長であります水津様にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>愛知芸大の水津と申します。会長をさせていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>ただいま、事務局から説明がありましたとおり、審議会の議長につきましては、会長が行うということですので、以後の進行は私が行わせていただきます。</p> <p>それでは、会議次第に従い、進めさせていただきます。</p> <p>次第の2、議事録署名者の指名に移りたいと思います。</p> <p>本日の議事録署名者には、櫻井委員と松原委員のお二方を指名させていただきます。よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、次第の3、審議事項に移りたいと思います。</p> <p>本日の審議事項は、第1号議案から第5号議案までの全てが三郷駅周辺まちづくり事業に関係するものとなっております。従いまして、各議案について、事務局から一括して説明していただき、その後まとめて質疑の時間を設けたいと思います。</p> <p>それでは各議案について、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局 (三郷駅周辺整備推進室主査)</p>	<p>議案説明に入る前に、本日の審議事項となっております市街地再開発事業・都市計画道路などを含む、三郷駅周辺のまちづくり全体のこれまでの経緯から計画の概要について、説明させていただきます。</p> <p>それでは、資料の1「三郷駅周辺まちづくり事業について」を御覧ください。ページ数は、資料の右上に記載しております。</p> <p>1ページの「1 都市計画マスタープランにおける位置づけ」を御覧ください。</p> <p>本市の都市計画マスタープランは、平成22年3月に策定され、概ね20年の中長期を見据えた将来像を定める都市計画に関する基本的な方針となります。</p> <p>三郷駅周辺まちづくりに関しては、都市計画マスタープランにおいて、「本市の中核となる活力拠点として、商業・業務・文化等の都市機能の充実を図る。重要な交通結節点として交通機能の強化を図る。」「本市のにぎわいや地域の生活を支える土地利用として充実を図る。」とし、位置付けています。</p> <p>2ページを御覧ください。</p> <p>右の図は、市の東部地域の地域別構想図の具体的な方針を示</p>

事務局
(三郷駅周辺整備推進室主査)

したもので、赤枠で囲んである部分に、三郷駅周辺に関する具体的な方針を記載しております。

図の左は、都市計画マスタープランの活力拠点としての方針に、時代に合った項目を加えて、この三郷駅周辺まちづくりの目的を7項目掲げております。

このように、三郷駅周辺のまちづくりは、都市計画マスタープランの将来像の実現に大きく寄与するもので、方針に即した事業です。

3ページを御覧ください。「2 まちづくりの検討区域」です。まちづくりの検討区域は、赤い枠で囲んだ部分となります。

また、黄色の枠が、昭和32年に都市計画決定された現在未整備の駅前広場です。

4ページを御覧ください。「3 まちづくりの経緯」です。

現在、地元で進められているまちづくりは、平成21年度のワークショップから始まりました。平成25年度には、三郷駅周辺まちづくり協議会が設立され、令和元年に三郷駅前地区市街地再開発準備組合が設立しました。

地権者の方々は、三郷駅周辺が、にぎわいがあり活気に満ちた地域となることを願って、地元の自治会や発展会などとの意見交換なども含め、地域の意見を聞きながら、これまで十分に議論をしてきました。

5ページを御覧ください。「4 まちづくりコンセプト」です。

コンセプトには、まちづくりに対する地権者の方々の思いが込められております。まず、「人」については、誰もが気軽に立ち寄り、地域の人が交流できるように、そして、にぎわいを創出するように、「緑」については、森林公園の玄関口として、緑豊かな尾張旭市を感じてもらいたい、そして「時代」については、これからの時代に合った、いつの時代にもにぎわい続けられるようにという、3つのコンセプトをもとに計画案をこれまで考えてこられました。

具体的な、まちづくり計画案については次の6ページを御覧ください。

駅の北側については、北口駅前広場、歩道、広場を計画しており、ゆとりある歩行空間の創出と駅前広場を予定しております。駅の南側については、南口駅前広場を中心に、マンション、商業、公共施設、駐輪場・駐車場などを配置しております。

7ページを御覧ください。まちづくり計画案のイメージパースとなります。瀬戸街道から三郷駅を向かって見たイメージとなります。

事務局
(三郷駅周辺整備推進室主査)

マンションは、22階建てで、約140戸、駐車場については、マンション、商業、公共施設などを考慮して約300台弱、駐輪場は、約900台程度を予定しております。

これは、現時点での計画案をイメージパースとしたものであって、今後、準備組合で事業計画を検討する中で具体的な施設計画についても検討を進めてまいります。

8ページの「6 まちづくりの効果」を御覧ください。

(1)として、駅前広場整備や生活利便性の高い民間施設と地域拠点となる公共施設の導入によって、「コンパクト+ネットワークのまちづくりの推進」が期待できます。

次に、(2)として、時代にあった商業・業務機能やオープンスペースによる地域交流・滞留空間の創出、公共施設による地域交流・市民活動の場の提供によって「にぎわい、交流の促進」が期待できます。

次に、(3)として、「まちなか居住の推進」、(4)として、駅を含めた駅周辺の歩道、公共施設、民間施設を一体としたバリアフリー化によって「駅を中心とした周辺環境のバリアフリー化」が期待できます。

最後に、(5)として、歩行空間を駅の南北に配置、自由通路整備による三郷駅の南北歩行者動線の強化によって、「歩行者ボトルネック踏切の解消」が期待できます。

主な、三郷駅周辺のまちづくりを進めることによる効果としては以上でございます。

9ページの「7 まちづくりの進め方」を御覧ください。

まちづくりの進め方としては、計画案を実現するため、地権者の意向を踏まえ、駅を挟んで北街区と南街区に分け、南側を中心とする赤枠内の1期事業をまず進めます。1期事業の中の赤色破線の枠が、地権者による市街地再開発事業で、こちらが本日の議案の区域となっています。

次に、北街区の青枠は、2期事業として事業化を図ります。

この1期、2期合わせ、三郷駅周辺まちづくり事業が完了ということになります。

10ページを御覧ください。「8 全体スケジュール」です。

表の南街区の令和3年度の欄を御覧ください。

「都市計画法手続き」とありますが、本日もこの法手続として、この後、本審議会でも1号議案から5号議案までの都市計画案について審議いただく予定です。

手続を進めていきますと、8月頃に都市計画決定、令和4年度に組合設立・事業計画認可、令和5年度に権利変換計画認可、

<p>事務局 (三郷駅周辺整備推進室主査)</p>	<p>令和6年度から工事着手という予定で令和9年度の完成を目指しております。</p> <p>それぞれ、地権者の合意が前提となり、県の認可手続も必要となります。ここで示しているスケジュールは、そうしたことが順調に進んでの最短のスケジュールとしてお示ししております。</p> <p>ここまでの、三郷駅周辺まちづくり事業の概要でございます。11ページを御覧ください。</p> <p>本日の第1号議案から第5号議案の審議事項である市街地再開発事業や駅前広場等についての都市計画の区域を示しております。こちらについては、この後御説明いたします。</p> <p>最後に12ページを御覧ください。都市計画の手続についてです。</p> <p>令和3年1月21日から24日の4日間で4回の説明会を実施し、24名の方が参加されました。その中での質疑については、前回の都市計画審議会でご報告させていただきました。</p> <p>次に、令和3年4月9日から23日まで市決定・県決定について都市計画案の縦覧を行い、意見書の提出を受けました。こちらについては、縦覧された方が7名、意見書を提出された方が11名ありました。また、参考ですが、ホームページにも同様の縦覧内容を公表しておりましたが、縦覧期間中のページ閲覧数は、約900件ございました。</p> <p>そして、先ほども説明いたしましたが、本日、6月4日の尾張旭市都市計画審議会となり、手続が進みますと、愛知県との協議を7月に行い、8月に都市計画決定の告示を予定しています。</p> <p>以上、三郷駅周辺まちづくり事業の概要となります。</p> <p>先ほどスケジュールにもありましたように、現在、都市計画の手続を進めており、本日の審議事項の都市計画が定まった後に、具体的な事業について改めて、事業計画を策定することになります。そのため、まちづくり計画案やイメージパースについては、あくまでも参考図ということをお理解ください。</p>
<p>事務局 (三郷駅周辺整備推進室主査)</p>	<p>それでは、第1号議案から第5号議案まで続けて御説明いたします。事前に配布させていただきましたので、少し省略して説明させていただきます。</p> <p>「名古屋都市計画第一種市街地再開発事業の決定（尾張旭市決定）について」を御覧ください。</p> <p>第1号議案 名古屋都市計画第一種市街地再開発事業（尾張旭市決定）について、都市計画法第19条第1項の規定により、</p>

事務局
(三郷駅周辺整備推進室主査)

名古屋都市計画第一種市街地再開発事業の決定（尾張旭市決定）を行うものです。

1枚おめくりください。

名古屋都市計画第一種市街地再開発事業の決定（尾張旭市決定）、都市計画三郷駅前地区第一種市街地再開発事業を次のように決定する。

表の一番上段を御覧ください。名称は、三郷駅前地区第一種市街地再開発事業です。面積は、約1.1haとなります。

公共施設の配置及び規模につきましては、道路としまして、幹線街路3・5・541三郷駅前線を幅員12.5mから15mで約80m、その他の道路として区7-1号を幅員5mで約20m、特10-1号を幅員10mで約35m配置する計画です。

次にその下の欄、建築物の整備に関する計画です。区域内の建築面積は、約4,800から5,500㎡、延べ面積は、約30,000から33,000㎡を計画しております。建築物の建蔽率は、約8/10、容積率は、約40/10とし、建築物の主要用途は、住宅、商業施設、公共施設、駐車場などとしております。

なお、区域内の建築物に対しては、右側の備考、高度利用地区の制限がございますが、次の第2号議案で御説明いたします。

次に、その下の欄、建築敷地の整備に関する計画ですが、建築敷地面積は、約6,300から7,300㎡とし、整備計画として、建築物の周辺の空地は、地区内の快適性・安全性を確保するための公共的空地として整備する計画としております。

続いて、計画書の裏面を御覧ください。

都市計画を決定する理由としましては、土地の合理的かつ健全な高度利用の促進と都市機能の更新を図ることにより、鉄道駅の周辺地区として、活力と魅力ある市街地とするため、三郷駅前地区第一種市街地再開発事業を決定するものです。

位置については、次の総括図を御覧ください。

本地区は、図中右側の商業地域内である尾張旭市三郷町栄地内に位置しております。

次をおめくりください。計画図です。

赤い線で、施行区域を示しております。区域界は、図中アからイは既設の市道三郷東栄1号線の道路中心、イからウは、3・4・300号名古屋瀬戸線の道路端、ウからエは、3・4・290号玉野川森林公園線の道路端、エからアは、鉄道施設の敷地境界などの土地の筆界とし、明確な区域境界としております。

事務局
(三郷駅周辺整備推進室主査)

次をおめくりください。理由書です。「2. 当該都市計画の必要性」を御覧ください。

4行目からになります。当該地区は、本市の中核となる「活力拠点」に位置付けられておりますが、駅周辺でありながら老朽化が進み、地区内には木造や非耐震構造建物が複数棟存在することから、まちの防災性が脆弱であり、また、青空駐車場といった低未利用地も見られ土地の高度利用が図られていないため、交通結節点としての交通機能の不足や商業機能の低下等の課題を抱えています。

そこで、土地の合理的かつ健全な高度利用を図り、まちなか居住を推進する都市型住宅、にぎわいを演出する商業施設などの整備に併せ、道路と駅前広場を整備することで交通結節機能を強化し、本市の玄関口としてふさわしい活力拠点の実現を図り、良好な市街地環境整備改善、健全な中心市街地の形成を図るため、市街地再開発事業を決定します。

おめくりください。裏面です。「3. 当該都市計画の妥当性について」です。

本都市計画の位置、区域、規模、施設配置等については、計画書、総括図、計画図での説明のとおり、妥当性のあるものとなっております。

次に、都市計画の策定経緯の概要です。

こちらについても、先ほど御説明したとおりですので割愛させていただきます。

第1号議案 名古屋都市計画第一種市街地再開発事業の決定（尾張旭市決定）については、以上となります。

続きまして、第2号議案を御覧ください。

第2号議案 名古屋都市計画高度利用地区の決定（尾張旭市決定）について、都市計画法第19条第1項の規定により、名古屋都市計画高度利用地区の決定（尾張旭市決定）を行うものです。

1枚おめくりください。計画書になります。

名古屋都市計画高度利用地区の決定（尾張旭市決定）、都市計画高度利用地区を次のように決定する。

表を御覧ください。

地区名は、三郷駅前地区、面積は、約1.1haとなります。建築物の容積率の最高限度は、40/10、最低限度は、10/10、建築物の建蔽率の最高限度は、8/10とし、建築物の建築面積の最低限度は、200㎡です。容積率の最高限度、建蔽率の最高限度については、現在の用途地域である商業地域

事務局
(三郷駅周辺整備推進室主査)

で決定されているとおりです。

今回新たに、容積率の最低限度、建築面積の最低限度を決定することにより、小規模建築物の建築を抑制し、土地の高度利用を図るものです。

計画書の裏面を御覧ください。

都市計画決定の理由としましては、三郷駅前地区第一種市街地再開発事業の施行区域内において、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、高度利用地区を決定するものです。

次ページ以降の総括図、計画図及び理由書については第1号議案と内容が重複しておりますので、説明は割愛させていただきます。

続きまして、第3号議案を御覧ください。

第3号議案 名古屋都市計画防火地域及び準防火地域の変更（尾張旭市決定）について、都市計画法第21条第2項において準用する第19条第1項の規定により、名古屋都市計画防火地域及び準防火地域の変更（尾張旭市決定）を行うものです。

1枚おめくりください。

名古屋都市計画防火地域及び準防火地域の変更（尾張旭市決定）、都市計画防火地域及び準防火地域を次のように変更する。

表を御覧ください。

上段の防火地域の面積を、約1.1ha、下段の準防火地域は、102haと変更するものです。

1枚おめくりください。計画書の裏面です。

都市計画を変更する理由としまして、三郷駅前地区第一種市街地再開発事業の施行区域において、防災性の向上を図るため、防火地域及び準防火地域を変更するものです。

次ページ以降の総括図、計画図及び理由書については第1号議案と内容が重複しておりますので、説明は割愛させていただきます。

続きまして、第4号議案を御覧ください。

第4号議案 名古屋都市計画道路の変更（尾張旭市決定）について、都市計画法第21条第2項において準用する第19条第1項の規定により、名古屋都市計画道路の変更（尾張旭市決定）を行うものです。

1枚おめくりください。

名古屋都市計画道路の変更（尾張旭市決定）、都市計画道路中3・5・541号三郷駅前線を新規追加する。また、3・4・290号玉野川森林公園線の三郷駅前広場を廃止し、次のよう

事務局
(三郷駅周辺整備推進室主査)

に変更する。

表を御覧ください。

種別は幹線街路として、名称、3・4・290玉野川森林公園線と新規追加する3・5・541三郷駅前線がございます。その下に「その他」とありますが、今回、三郷駅前広場は三郷駅前線に付属することから、「尾張旭市三郷町栄地内に三郷駅前広場を設ける。」とし、その面積は約2,500㎡となります。

1枚おめくりください。計画書の裏面です。

都市計画変更の理由としまして、市街地再開発事業の実施に伴い、増加する駅利用者の利便性及び安全性の向上を図るため、新たに3・5・541号三郷駅前広場(約2,500㎡)を含む三郷駅前線を追加するものです。また、それに伴い、3・4・290号玉野川森林公園線の三郷駅前広場(約630㎡)を廃止するものです。

次をおめくりください。総括図です。

詳細については、次をおめくりください。計画図です。

総括図より詳細に、黄色の廃止区域と緑色の追加区域を示しております。追加区域である三郷駅前線及び三郷駅前広場は、東西に走る名古屋瀬戸線より幅員15mで接続させ、駅前と周辺地区との円滑な交通処理を図ることのできる位置としております。また、併せて、玉野川森林公園線の三郷駅前広場を廃止します。

次をおめくりください。理由書です。

「1.都市の将来像における位置づけ」、「2.都市計画変更の理由とその内容」については、これまで御説明した内容となっております。

理由書の3ページを御覧ください。

計画する三郷駅前線の幅員構成ですが、図に示すとおり、標準部、交差点部ともに、車道幅員3.0mを2車線、道路中央に導流帯1.0m、車道の両側に路肩1.0m及び歩道3.0m合わせ、全幅員15mを計画しております。

次の都市計画の策定経緯の概要については、これまでと同じ内容となりますので、説明は割愛させていただきます。

最後に、第5号議案を御覧ください。

第5号議案 名古屋都市計画道路の変更(愛知県決定)について、尾張旭市長から諮問がありましたので、都市計画法第77条の2第1項の規定に基づき、尾張旭市として審議会の意見を求めるというもので、都市計画法第18条において、「都道府県は、関係市町村の意見を聴き、かつ、都道府県都市計画審議

事務局
(三郷駅周辺整備推進室主査)

会の議を経て、都市計画を決定する」と定められておりますことから、本審議会に諮問させていただくものです。

1枚おめくりください。計画書になります。

名古屋都市計画道路の決定（愛知県決定）、都市計画道路中3・4・300号名古屋瀬戸線を次のように変更する。

表を御覧ください。

種別は幹線街路として、名称、3・4・300名古屋瀬戸線で、表の「構造」とありますが、本計画は「地表式の区間における鉄道等との交差の構造」を変更するものです。

1枚おめくりください。計画書の裏面です。

都市計画の変更理由としまして、第4号議案において説明しました3・5・541号三郷駅前線の追加（尾張旭市決定）に伴い、3・4・300号名古屋瀬戸線の幹線街路との平面交差箇所数を18箇所から19箇所に変更するものとなります。

次の総括図は、第4号議案と共通のものになります。

次をおめくりください。計画図です。

図中、緑色で記載した「終点 三郷町栄」部分が今回新たに追加する交差箇所となります。

次ページの理由書以降については、第4号議案と内容が重複しておりますので、説明は割愛させていただきます。

第1号議案から第5号議案の説明については、以上となります。

続きまして、「意見書の要旨及び都市計画決定権者の見解」の資料を御覧ください。

第1号議案から第4号議案について、意見書が提出されましたので、意見書の要旨と意見に対する都市計画決定権者の見解について御説明いたします。

意見書の提出期間は、縦覧期間と同じです。令和3年4月9日から令和3年4月23日までの期間であり、いただいた意見書は、11名から14通で、34件です。

1枚おめくりください。1ページです。

表の左側が、提出いただいた意見書の要旨となり、右側が都市計画決定権者の見解となります。

いただいた意見の要旨については、5項目に分類しており、1として「市街地再開発事業及び高度利用地区等に関する事」と、2として「道路・駅前広場に関する事」、3として「手続きに関する事」。ここまでが都市計画に関する事とし、次に、4として「事業計画（市街地再開発事業）に関する事」、そして5として、「その他」。4と5については関連事項としま

事務局
(三郷駅周辺整備推進室主査)

した。

番号1-1を御覧ください。

意見書の要旨の下から4行目「我が尾張旭市のまちの魅力が大きく向上し、住みよいまちとして、特に、若年層の人口増に大きな期待をするものであります。」。その下、1-2の上から2行目「開発を進めて、この場所で世代を越えて便利になる計画を早く進めていただきたいと思います。」。1-3の上から4行目「居住と商業施設がマッチングしたエリアを作り安心安全なまちを早急に再開発し都市計画を決定してください。」。

2ページを御覧ください。

1-4の要旨の上から2行目「にぎわい、交流の促進を図るまちづくりを目的とした事業として積極的に進めてください。」

これらの意見への見解としては、1ページ目の右側になります。

先ほど、三郷駅周辺まちづくり事業の概要で説明させていただいたように、下から3行目、「本市街地再開発事業等の都市計画は都市計画マスタープランの方針に即して決定するものです。いただいたご意見は、今後の事業計画策定等の参考とさせていただきます。」としております。

続いて、2ページの1-5の要旨の上から2行目「三郷駅前合った「再開発」を考えるべきです。」。そして、下から3行目、「多少時間がかかっても、市民の意見も聞き、新しい時代に合った「再開発」をすべきです。」。その下、1-6の下から3行目、「期限ありきであわてず、現状をよく踏まえてしっかり再検討をしてほしいと思います。」。

こちらの見解としましても、先ほどと同様に都市計画マスタープランの方針に即していること。もう一点は、三郷駅周辺のまちづくり事業の概要で、御説明したとおり、十分議論を重ねてきており、地域の意見も伺っていることから、見解の下から4行目「市と地元が中心となり、平成22年の「三郷駅前広場を考えるワークショップ」の開催から現在にいたるまで、のべ100回以上検討を重ね市民の皆様のご意見を伺いながら、検討を進めてまいりました。」としております。

次に1-7の要旨の下から3行目「実質的な容積率を示すとともに、関係者や住民にも周知するべきです。」。

この見解としましては、下から2行目「予定建築物の高さイメージについては、説明会の場等でパース図などによりお示しさせていただいております。」としております。

3ページを御覧ください。ここから「道路・駅前広場に関す

事務局
(三郷駅周辺整備推進室主査)

ること」です。

2-1の要旨の1行目「都市計画道路や駅前広場を整備する意図が全く不明瞭です。」。下から3行目、「道路や駅前広場を整備しない新時代の尾張旭独特の創意に満ちた「都市再開発」を目指すべきです。」。次に、その下、2-2の1行目「都市計画道路名古屋瀬戸線に都市計画道路三郷駅前線を合流させる計画に反対します。」、下から6行目「計画案では、この交差点を利用する車両の増加が想定され、東西横断する歩行者の安全が危惧されます。」

この2件についての見解としましては、上から3行目「この都市計画道路三郷駅前線を都市計画道路名古屋瀬戸線に接続させ、駅前と周辺地区との円滑な交通処理を図ることについて、適切なものと考えております。なお、本交差点部については、将来交通量に対して信号機が設置されなくても円滑な交通処理が行えることを確認しております。また、本交差点における歩行者の東西横断の安全性確保については、増加する自転車・歩行者の通行に対して自動車からの見通しを確保するための隅切りや右折車線を設置するなど安全性に十分配慮した設計としております。」としております。

続いて、2-3の要旨の上から4行目「南口駅前広場」は送迎車が停車できるほど広くはないと思います。実際の住民や通勤者のニーズに見合った計画、発想が必要ではないかと考えます。」。その下、2-4の1行目「ロータリーとしての広さが取れていないため中止にすべき」。

これらの意見についての見解としましては、「国土交通省監修の駅前広場計画指針」に基づき将来交通需要を推計し、バス、タクシー及び自家用車等の停車スペースの機能等を配置した適正な規模（2,500㎡）により計画しております。」としております。

4ページを御覧ください。ここからは手続に関することです。

3-1の要旨の2行目「構想（案）を示して市民の意見を聞くべきです。この都市計画は、地権者や周辺住民だけの問題ではなく、全市民の問題です。都市計画案に関する説明会には24人しか参加がありませんでした。市は広報にもっと力を入れるべきです。」。その下、3-2の1行目「急いで都市計画決定せず、今一度住民に情報提供し意見を聞くべきです。」。上から3行目「公共施設の設置や高層マンションによる環境影響など、もう少し住民の関心を喚起してください。」。3-3の1行目「タワーマンションの計画がされていますが、駅近くの人々に周知

事務局
(三郷駅周辺整備推進室主査)

されていますか。」。

これらの見解としては、下から5行目「本都市計画案の作成に先立っては、市と地元が中心となり、平成22年の「三郷駅前広場を考えるワークショップ」の開催から現在に至るまで、のべ100回以上検討を重ね、市民の皆様のご意見を伺いながら、検討を進めてまいりました。これまでの検討経緯やその状況、構想案等についても、随時、市ホームページで公開してきており、引き続き十分な広報活動に努めてまいります。」としております。

次に3-4の要旨の1行目「①資金計画案、②市街地再開発事業の効果、③市街地再開発事業の収支見通し、が都市計画案の縦覧図書には欠落しています。市街地再開発事業の『将来計画』を明示するためには、この三点の資料は不可欠です。よって、今回の縦覧には大きな瑕疵があります。」。

この見解としては「縦覧図書につきましては、都市計画法第14条で定められた図書を用いており、適切に行っているものと考えております。なお、資金計画を含む事業計画については、都市再開発法第16条に基づく事業計画の縦覧において今後、公表する予定です。」としております。

3-5の要旨の「“都市計画審議会”で、提出した意見を踏まえ、十分な審議を行ってください。」。

この見解としては、「市に対して提出いただいた意見書については、都市計画法第19条第2項に基づき、意見書の要旨と都市計画決定権者である市の見解を、尾張旭市都市計画審議会に提出し審議してまいります。」としています。

5ページを御覧ください。4つ目の項目、事業計画（市街地再開発事業）に関することは、8ページまでの14件ございます。ここからは、都市計画の関連事項としております。

5ページの4-1から5までの意見は、「事業費に関すること」ですが、これらの見解としては、「都市再開発法に基づく事業に対する市の補助等は、道路や駅前広場等の公共施設に対する管理者負担金や建築物に対する補助金を予定しております。市としましては、補助金等を支出する立場として事業計画に対し、適切に助言・指導してまいります。」としております。

6ページの4-6から9までの意見は、「再開発ビル等の規模に関すること」、についてです。

これらの見解としては、「今後の都市再開発法に基づく事業計画の策定にあたっては、市も市街地再開発事業の区域内に権利を有する立場として、引き続き、しっかりと準備組合と連携し

事務局
(三郷駅周辺整備推進室主査)

てまいります。いただいたご意見は、今後の事業計画策定の参考とさせていただきます。」としています。

7ページの4-10と11の意見は「公共施設に関すること」です。

これらの見解としましては、「現段階では、市街地再開発事業区域内に駅前のにぎわい創出に寄与する東部地域の拠点となる公共施設の導入を考えております。導入する公共施設については、皆様のご意見をお聞きしながら別途検討してまいります。いただいたご意見は、公共施設計画策定の参考とさせていただきます。」としています。

8ページの4-12から14についての意見は「駐輪場に関すること」ですが、これらの見解としては、「駐輪場の規模及び運営方法などについては、別途検討してまいります。いただいたご意見は、駐輪場計画策定の参考とさせていただきます。」としております。

続いて、9ページを御覧ください。「その他」となります。

5-1の要旨の上から6行目、「名鉄バス路線が復活するという話は聞いていませんが交通の結節点となるのはいつ頃ですか。」についての見解は、「ご意見のとおり現在、三郷駅周辺を経由する路線バスはありませんが、運行事業者に対し、引き続き、要望してまいります。なお、市営バス（コミュニティバス）については、駅前広場の整備にあわせて乗入れを予定しております。」としております。

次に5-2の要旨の2行目「自由通路についての名鉄との協議はできていますか。名鉄線路北側の開発についての関係者との協議はできていますか。こんな杜撰な計画での都市計画決定は認められません。」。その下、5-3「この市街地再開発事業の資金計画案では、名鉄関連事業は16億円の費用が予定されていますが、その内訳は国が6億円、市が10億円を支出し、名鉄の負担はゼロになっています。こんな理不尽なことは認められません。」。

これらの見解は、「三郷駅の自由通路や駅舎改修等については、鉄道事業者と十分な調整を進めております。引き続き、費用負担や詳細な施設配置について協議を進めてまいります。また、駅北側については、三郷駅周辺まちづくり協議会の場などで協議を進め、事業化を目指してまいります。」としています。

5-4の要旨の「都市計画道路玉野川森林公園線の名鉄瀬戸線との平面交差の踏切を改善しないのでは158億円が泣きます。改善にもふれた都市開発事業として改めてはどうか。」につ

<p>事務局 (三郷駅周辺整備推進室主査)</p>	<p>いての見解は、「都市計画道路玉野川森林公園線は、鉄道との交差方式を平面交差として都市計画決定しておりその整備が完了しております。また、今後、鉄道南北間の踏切を経ない円滑な移動経路確保のため、自由通路の整備を予定しております。」としております。</p> <p>4の「事業計画（市街地再開発事業）に関する事」、5の「その他」におけるいただいた意見については、都市計画に関する事ことというよりは、事業に関する事であり、先ほども三郷駅周辺まちづくり事業の概要でスケジュールをお示ししましたとおり、都市計画決定後に事業計画策定に向け検討を進めることを予定しておりますので、その中での参考とさせていただきます。</p> <p>最後に欄外に記載がありますが、1-5、2-1・2、3-1、3-4・5、5-2・3の計8件の意見については、愛知県に対しても同内容で提出されております。</p> <p>以上で意見要旨及び都市計画決定権者の見解について御説明させていただきました。長時間の説明となり申し訳ありませんでした。</p> <p>第1号議案から第5議案までの説明が終わりました。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>説明ありがとうございました。</p> <p>大きく3つの説明がありました。三郷駅前まちづくり事業について、第1号議案から第5号議案と、最後に意見書の説明をしていただきました。</p> <p>以上の説明の中でどれでも結構ですが、内容につきまして、御質問等がありましたら、お願いいたします。</p>
<p>林委員</p>	<p>失礼いたします。私は、尾張旭の東の隅に住んでいる者でございます。</p> <p>この三郷駅前の整備につきましては、昭和の時代から何度も計画され、そして実現することなく消えていきました。この度、具体的にここまで進んだことは、職員及び関係者の皆様の御努力の賜物と存じます。</p> <p>ただ、これまでの御説明の中で、見解を述べてみえますが、それを承知で2点ほどお願いしたいことがございますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>1点目としましては、交通渋滞対策です。三郷交差点付近の交通渋滞は、時間帯を問わず発生していると言っても過言ではないと思っております。私も実際、避けて通ることがよくあります。こうした中で、非常に難しいことは承知してはおります</p>

林 委 員	<p>が、この計画により、少しでも渋滞が緩和されることを願っている方は、地域の皆様を含め、利用者全員だと存じます。本日の審議事項ではないかもしれませんが、説明資料には、共同住宅や駐車場が予定され、これまで以上に交通量が増えるように思います。</p> <p>については、歩行者の安全確保、車の渋滞対策として信号機の設置、さらには、交通規制等により渋滞が緩和できないものか、引き続き、関係機関と御協議いただきたいと存じますので、よろしく願いいたします。</p> <p>2点目としましては、広報活動のお願いです。以前、中日新聞に三郷駅前再開発事業の記事が掲載されました。初めて知った市民の方も見たのではないのでしょうか。現在、担当職員さんが中心になって、事業を法に基づいた手順で進めておられるかと存じます。</p> <p>ただ、住民への周知については、この件に限らず、ホームページを御覧くださいといった表現がよくあります。私は、これではいささか十分とは考えてはおりません。そして、決まってからでは遅いとよく言われます。適切な時期に、適切な方法で周知いただくこと、よろしく願いしたいと思います。以上です。</p>
議 長	<p>2点ですね。渋滞対策と広報活動について御意見がありました。これに対して、市の方からありましたら、少し説明をいただきたいと思います。</p>
事 務 局 (三郷駅周辺整備推進室長)	<p>都市計画課三郷駅周辺整備推進室長の永尾と申します。よろしく願いいたします。</p> <p>2点お話がありまして、1点目の交通渋滞対策についてですけれども、この都市計画決定に当たりましては、公安委員会と協議をして計画を進めておりますが、引き続き、信号設置も含めて交通処理をどうしていくのか協議して参りたいと思いますので、いただいた御意見については参考とさせていただきます。</p> <p>2点目の広報活動についてですけれども、ホームページだけでは不十分ではないかという御意見もございますので、今後、事業を進めていく上で検討を進めており、広報についても取り組んでいきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>他には御質問はございませんでしょうか。</p>
櫻 井 委 員	<p>詳しい説明をありがとうございました。 聞き洩らしかもしれませんが、確認をさせてください。 資料1の10ページのところに全体スケジュール案が載って</p>

<p>櫻井委員</p>	<p>います。令和3年の8月頃に都市計画決定と先ほどお話がありました。先ほどお話をしましたが、その手前のところで「説明会など」とあります。</p> <p>今説明いただいたように、意見書に基づいて、いろんな前向きな意見やこうしたら良いという住民の方の意見がたくさんある中で、見解について説明いただきました。</p> <p>林委員からお話がありました広報活動についても、周知をお願いしたいという意味合いも含めまして、都市計画決定される前の説明会の手順やもっと地域の人たちに御理解をいただくような場面があるのかどうか教えていただきたい。</p>
<p>事務局 (三郷駅周辺整備推進室長)</p>	<p>資料1の12ページを御覧いただきたいと思います。</p> <p>都市計画法に基づく手続としましては、先ほど、説明会は1月21日から24日ということで御説明しました。これについては、広報やホームページで日程等をお知らせしておりました。</p> <p>案の縦覧についても同様に、広報やホームページで掲載しております。説明会の資料についても、ホームページで掲載して、閲覧回数として約900回程度あり、それなりに皆さんに見ていただいているものと思っております。</p> <p>このように進めている中で、説明会には24名しか出席者がなかったという御意見もございますが、ホームページは900回程度、閲覧して見ていただいた、それから意見書についても11人から14通来ているということで、法的には問題ないものと思っております。</p> <p>今後、事業を具体的に進めていく中では、もう少し広報に力を入れていきたいと思っております。</p>
<p>櫻井委員</p>	<p>令和3年度の説明会の部分は、もう既に、地域住民への説明会だったり、縦覧だったりがあって、それを受けての意見が意見書としてまとめられているということですね。分かりました。</p> <p>最後のところで、広報活動を少し進められるようなことであればということで力を入れていきたいとございましたので、期待したいと思えます。住民の方の理解が必要だと思えますので、よろしく願いいたします。</p>
<p>山下委員</p>	<p>同じく資料1の10ページの中で、確認を含めてお尋ねをさせていただきます。</p> <p>説明の中では、令和9年度をめどに工事完了を目指すということで、これはスムーズに進んだ場合という付け加えもありました。南街区のことだろうと思いますが、文言が無かったので確認です。</p> <p>次に、北街区については、この中でアバウトな感じですが、2024年度の後ろの方から工事着手というように書いてあり</p>

山下委員	<p>ます。そうしたことを振り返りながら、整理を込めて、南街区、鉄道、北街区という並びの中で、こういった手続上も再度重ねてやっていくわけで、合理性を考えるとどうなのかな、ということについて見解を伺いたいと思います。</p>
議長	<p>まずは、完成がいつなのかということと、どんな手順になっていくのかということをお聞きしたいということによろしいでしょうか。</p>
事務局 (三郷駅周辺整備推進室長)	<p>南街区が令和9年までですかというお話でしたが、令和9年をめどに進めていこうと考えております。併せまして、鉄道も南街区と同様のスケジュールで考えております。北街区については、若干不明なところもありますが、なるべく早い時期を目指して整備をしようと考えております。</p> <p>先ほど法的な手続というお話がありましたけれども、都市計画として定めるには、今回お示したところを予定しております。鉄道、北街区の事業につきましては、都市計画の法的な手続を経ることなく進めていきたいと考えております。</p>
議長	<p>上手く行けば、全て令和9年度には完成するのがベストということですがけれども、北街区については、場合によっては遅れる可能性もあるということですね。</p>
山下委員	<p>北街区については、結構不明瞭なところがあるように感じておりまして、今回審議の対象となっている部分は南街区の区域の面積等を審議していくというわけですが、そうすると、北街区は独立して同じ審査を今後するんですかという質問なんですけれども。</p>
議長	<p>さっきの御質問だと、北街区は都市計画決定を経ない進め方をするというお話だったかと思いますが、それがお答えなのかと。</p>
事務局 (三郷駅周辺整備推進室長)	<p>会長のおっしゃったとおり、都市計画法には依らないですけれども、皆さんとの合意形成を取りながら事業を進めていきたいと考えております。</p>
山下委員	<p>結論的には、北街区の計画部分については、今回この部分が進めば特に必要なくて、後は内部で調整しながら進めていくということで理解してよかったですでしょうか。</p>
事務局 (三郷駅周辺整備推進室長)	<p>この審議会場ではないですけれども、地域や関係者の皆様の合意形成は当然必要となってきますので、そういったことはやっていきたいと考えております。</p>
議長	<p>駅前開発でも、都市計画決定を必要としないものも存在しているんですね。分割して、ここに関しては都市計画決定を必</p>

議 長	<p>要としない内容の中で収めようというお考えだということですよ。それに対するいろいろな御意見がひょっとしたらあるかもしれませんが、これはもう少し議論が大事になってくると思います。</p>
山 下 委 員	<p>理解しました。</p> <p>全体の計画自体では、何を目的としているかと言いますと、交通機能の強化とか、バリアフリーとか、まちづくりの醸成となっているものですから、そうするとやはり、北街区の計画も、鉄道、そして南街区も連鎖性がないと目的達成ができないと考えます。そのためには、北街区の構想を南街区に連鎖して、今、自由通路が鉄道と北をつなぐような形になっていると思いますが、もっと他に連鎖することがあるんじゃないかと考えたものですから、だったら北も南もある程度同時に進められるのであれば良かったけれども、事務的なことがあって分けてるのかなと理解していますが、それが上手く理解ができなかったのでお尋ねした次第です。</p>
議 長	<p>まちづくり案自体は、全体として計画されていて、その中で都市計画決定が必要なのが南の部分であったということで、今回の審議はその部分だけということですが、分離して計画していないということではないんではないかと思えます。内容に関しては、いろいろまだ御意見がこれから出るんじゃないかなと思えます。</p> <p>なので、今は南の方だけ都市計画決定をする形になっていますけれども、将来的に北側が都市計画決定を必要とする内容に変わっていったら、それはその時にということという理解で良いですか。現状としては、都市計画決定を必要としない工程で進んでいるそうですが、今後の議論の中で変わる可能性もあるということ。</p>
佐 藤 委 員	<p>三郷駅の近くに15年くらい前から住んでおまして、それからほとんど地域が変わらずそのままで、最近では店舗も閉められ、さみしい感じがしていましたが、こういう計画があって、決定まで間近ということで大変喜んでおります。</p> <p>やはり駅周辺というのは、にぎわいが必要と思っております。尾張旭に4駅あるうち、どこかにぎわっているかと言えば、三郷が一番、現状でもにぎわっていると思います。放っておけば衰退していくと思いますので、何とかこういう計画を進めていただいて、にぎわいを再度、作っていただきたいと思えます。これが出来ることで駅周辺、この計画外のところも発展して活性化していくと思っておりますので、令和9年とありましたが、</p>

佐藤委員	出来るだけ早く完成にこぎ付けていただけたらと、商売をやっている人を代表してお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。
山下委員	<p>意見書を拝見しながら、どちらかと言うと賛同する方も見えますが、否定的な方も多く、課題を提起されている方も見られます。回答としましては、対処していきたいという部分があります。最初の説明では、行政側としては、こうした形で夢を描いているから最初からネガティブな話はされないでしょうが、いろいろな課題を乗り越えて、ここまで作り上げられてこれたと思いますが、さらに課題がこのようにあり、私も読んでいますと、良いまちを造るには、交通アクセスは大変重要な部分であります。懸念されているように、私も市民の方と話をしますと、ボトルネック踏切の話もよく出ますし、人の導線的にはクリアしていきましようと言っている部分もありますが、結局は踏切を渡らなければならない、渋滞が想定される。今回のこの部分の計画の決定には入っていませんが、総合的に考えると、その部分を加えずにどうして良いまちが出来るのかという御意見もいただいたりしています。</p> <p>商業を活性化するというこの構想で見ると、建築物が3つくらいあり、その中に全て商業が入ってくるということですが、この人口減少の中で本当に共存共栄ができるだろうかという不安があります。責任を持った審議をしなければいけないので。例えば、近隣でも大型店はあります。尾張旭駅と三郷駅の間の街道沿いにも店舗はたくさん並んでいます。これだけ過剰にある中で、共存共栄ができて、三郷駅が繁栄して、他も繁栄するというのが想像しにくいものですから。</p> <p>確かに地元の方は念願ですから、こういう計画が進んで利便性が良くなって住みよくなるということは大賛成でしょうが、全体の都市計画決定された後の部分については、慎重にやらないと、税が投入されるわけですから、しっかり考えていくべきという意見を踏まえて、スピードが出すぎじゃないかなという感じがありますが、どうでしょうか。</p>
議長	どちらかと言うと、事業計画の進め方に関してどういう見解かという質問でよろしいでしょうか。
事務局 (三郷駅周辺整備推進室長)	<p>今後のスケジュールでお話させていただきましたけれども、事業認可を令和5年で目指して進めているところで、まだまだ意見も多様にありますし、地権者の方の合意形成も必要になってきます。</p> <p>これはあくまで目指すべきスケジュールであり、これに必ず</p>

<p>事務局 (三郷駅周辺整備推進室長)</p>	<p>基づいていくわけではありません。地権者の皆さん、周辺の皆さんや市民の皆さんが納得できるものにしていくことが重要だと思っておりますので、このスケジュールを絶対順守するということではございませんので、御理解ください。</p>
<p>山下委員</p>	<p>今お聞きした中で、この後に意見を聴取してやっていくということを回答されたと理解しております。</p> <p>地権者、地元というのはあるかと思いますが、尾張旭は小さなまちです。これだけ立派なものですから、市民全体のためにやるべき事業になるべきだと、市民全体を見据えた事業展開を期待したいと思っております。</p>
<p>議長</p>	<p>市民との共存の仕方を考えるべきだということでしょうか。</p>
<p>山下委員</p>	<p>そうですね。</p>
<p>若杉委員</p>	<p>三郷駅の駅前開発というと、昔から地元が切望してこられました。駅前ロータリーは、尾張旭の各駅に設置されて、それが地域の核として、地域が集まる、祭りができる場所になっております。ただ、三郷駅にはそういったところが無く、地域の核がこれで開発してもらえるのは嬉しく思います。そういった点でも進めていただきたいと思います。</p>
<p>議長</p>	<p>他に御意見はありますか。</p> <p>それでは、これ以上、御質問もないようですので、各議案について、一つずつ、採決を取りたいと思います。</p> <p>それでは、第1号議案について、これを認めることに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(委員の挙手)</p> <p>挙手多数により、第1号議案については、可決することといたします。</p> <p>続きまして、第2号議案について、これを認めることに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(委員の挙手)</p> <p>挙手多数により、第2号議案については、可決することといたします。</p> <p>続きまして、第3号議案について、これを認めることに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(委員の挙手)</p> <p>挙手多数により、第3号議案については、可決することといたします。</p> <p>第4号議案について、これを認めることに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(委員の挙手)</p>

<p>議 長</p>	<p>挙手多数により、第4号議案については、可決することといたします。</p> <p>最後に、第5号議案ですが、こちらは、愛知県決定ということで、意見があるかどうかということをお聞きします。特に意見もないようであれば、「意見なし」とお答えしようと思いますが、これに関して御異議ございませんでしょうか。</p> <p>(委員「異議なし」の声)</p> <p>御異議もないようですので、第5号議案については、「意見なし」ということにさせていただきます。</p> <p>それでは、以上をもちまして、本日の審議事項は全て終了いたしました。</p> <p>続きまして、会議次第の4、その他に移らせていただきます。事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事 務 局 (都市計画課長)</p>	<p>それでは、その他として2点ございます。</p> <p>まず一つ目は、三郷駅周辺整備推進室から連絡事項がありますのでよろしくをお願いします。</p>
<p>事 務 局 (三郷駅周辺整備推進室長)</p>	<p>今、皆さんのお手元にちらしを配布しておりますので御覧いただきたいと思います。</p> <p>まずは、本日の各議案についてお認めいただきましてありがとうございました。</p> <p>三郷駅周辺まちづくりについて、今後、情報発信といった話もあり、早速ということになりますが、ちらしの表題に「三郷駅前まち育てフォーラム」とございます。このフォーラムは、表題の右上にある、三郷駅前まち育てプロジェクトの一環で実施するものです。今年の4月に、本市のまちづくりなどの分野で関わりのあった愛知県立芸術大学様とより一層の連携協力を図るため、まちづくりなどに関する包括的連携協力に関する協定を締結いたしました。その連携協力による事業でこれまでも進めてきた三郷駅前まちづくり事業ですが、三郷駅周辺を利用する立場の皆様から多様な意見をお聞きし、完成後も市民の皆様にご利用していただき、ゆくゆくはまちを育てていただけるよう、そんな意味を込めまして、駅前の新しい価値、魅力を創造する事業ということでまち育てプロジェクトを立ち上げたところでございます。このプロジェクトの第一歩としてフォーラムを行います。ちらしの下の方に「開催日時」とあります。6月12日(土)の午前10時から行う予定をしております。裏面にゲストの方、3名の写真がありますが、基調講演やパネルディスカッション、質疑応答など、2時間程度予定しております。この中で、まちづくりの考え方や事例を発表してい</p>

<p>事務局 (三郷駅周辺整備推進室長)</p>	<p>ただきながら、未来の三郷駅の在り方を考えていきたいと考えております。新型コロナウイルス感染防止対策として、オンラインでの開催を考えております。</p> <p>表面を御覧ください。表面の右下、「視聴方法」とあります。YouTubeで視聴でき、QRコードから読み取っていただけますので、ぜひ御視聴いただきたいと思っております。また、この時間でなくても、いつでも視聴できるようになっておりますので、よろしく願いいたします。</p> <p>裏面を御覧ください。</p> <p>このプロジェクトの活動について、6月12日にまち育てフォーラムを開催しまして、8月、10月とワークショップを行う予定です。こういったところで、市民の皆様の御意見をお聞きしたいと思っております。</p> <p>今回のプロジェクトについては、市の中でも初めての取組で、今後の三郷駅周辺まちづくりにとってより良いものとなることを期待しているところですが、三郷駅周辺まちづくりは地権者の方々の事業でもあります。地元の方々の御努力、御協力あつてのものでありますので、今回のプロジェクトと併せて、しっかりと市民の皆様の意見を聞く場を設けながら、三郷駅周辺の整備を推進していきたいと考えております。</p> <p>以上、このフォーラムを聞いていただきたいという御案内と、市民の皆様に向けた広報ということで御報告させていただきました。</p> <p>まち育てフォーラムやまち育てプロジェクトについては、愛知県立芸術大学との連携というお話をさせていただきましたが、会長の水津先生とタッグを組んで進めていきたいと考えております。先生から何かあればお願いします。</p>
<p>水津委員</p>	<p>会長という立場ではなく、愛知芸大のデザインの教員の立場でお話させていただきます。</p> <p>10年間かけてまちづくりの議論をしてきましたが、結果、描かれた絵を見て、市民の皆さんが「これが本当に自分たちの未来を担う姿なのだろうか」と不安になっているということをお聞きしまして、手順としては正しい手順を踏まえ、間違いなく来られていると思いますが、やはりどこかで市民のいろんな声の聞き方や取り上げ方、議論の仕方で上手くコミュニケーションが取れていなかったのかもしれない。</p> <p>市民の方がどういう未来を描いて、「こうしたい」と意思決定をするか、市民の方が多くの選択肢の中からベストだと思える良いデザインを選べる場をいかに作ることに貢献できるかとい</p>

<p>水 津 委 員</p>	<p>う立場でお手伝いをしましょうと、大学と協定を結んでいただきました。</p> <p>我々も有力なスタッフを揃え、特に市民との対話をしっかりやる中で、今まで出ていないような選択肢が出てきたり、先ほどの都市計画決定の意見書にも出てきたような問題が恐らく市民の声がたくさん出てくると思います。その中には、確かにそのとおりだということもあるかもしれないし、それをやると実はこういう問題があるかもしれないかもしれません。その辺をきちんと納得した上で、皆の目指すまちを決めていかないと、もやもやしたまま大事な公費が使われてしまうという失望感が漂ってしまうのは良くないかと思えます。僕らとしては、デザインを決定していくプロセスに協力する、いろんな模索をする、その一環で、皆さんの御興味を煽るために今回フォーラムを行います。オンラインであれば、たくさんの方がその時間に体が空かなくても、後から見るができますので、なるべくたくさんの人に見て興味を持っていただきたいと思えます。</p> <p>まち育てというのは、市民の方がまち育てのプレーヤーになってほしいということもありますし、駅前の形が出来ても、その後に関わる市民の人がいなければ全然まちは育ちません。関わりながらまちを活性化していく、市民のプレーヤーを見つけて育てていく、人を育てるという意味を含めて、まち育てプロジェクトを考えています。</p> <p>今年度ですが、フォーラムの後、ワークショップを行い、皆さんの御意見から一つの選択肢を見つけていく作業をやりたいと考えておりますので、奮って参加を呼び掛けていただけると、大変面白いことになるのではないかと期待しております。よろしく願いいたします。</p>
<p>事 務 局 (都市計画課長)</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>本市では珍しい取組でもあります。地域の方々が積み重ねてきたものを皆様に見ていただいて、関心を持っていただくには大変意義あるものと思っておりますので、皆様もこのちらしの内容について、周りの方々に御案内いただければと思います。</p> <p>それでは、私の方からは、次回の審議会の予定についてお話をさせていただきます。</p> <p>次回の審議会につきましては、来年の2月頃に開催を予定しております。具体的な会議の開催日時につきましては、改めて調整させていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。</p> <p>その他事項としては、以上でございます。</p>

事務局 (都市計画課長)	それでは、これもちまして、令和3年第2回尾張旭市都市計画審議会を閉会といたします。皆様、大変お疲れ様でした。
-----------------	--